

佐賀県告示第百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年十二月十五日から平成二十二年一月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇七号	鹿島市大字音成字新宮田尾甲五〇七 〇番一地从先から 鹿島市大字音成字長崎平甲二八七六 番三一地从先まで	平成二一・一二一・一五
	鹿島市大字音成字黒木甲一番一地从先 から 鹿島市大字音成字式本戊一七七六番 一地从先まで	"
	藤津郡太良町大字系岐字破瀬ノ浦三 六三〇番一地从先から 藤津郡太良町大字大浦字下松尾戊七 五八番八地从先まで	"